

岩手県告示第407号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和6年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 花巻温泉鳥獣保護区における花巻市地内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の地域（花巻市台第2地割57番2、57番7、57番31、57番36の区域）
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 花巻温泉鳥獣保護区は、本県の代表的温泉観光地である花巻温泉の西側に位置する万寿山西麓一帯の区域であり、植生としてブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く残されており、野生鳥獣の良好な生息環境となっている。周辺は県立自然公園に指定されていることから、観光客等に対し鳥獣保護思想の普及啓発が期待されている地域である。

また、この地域には、オオルリ、アカゲラ等といった樹林帯に生息する鳥類や大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

これらのことから、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図っていくため、鳥獣保護区の中核的な区域を引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
 - イ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和6年7月26日から同年8月9日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター